

(財団) 林業労働力総合対策事業実施要領

令和3年4月1日付3農振財森第2号
一部改正 令和4年4月1日付4農振財森第4号
一部改正 令和5年4月1日付4農振財森第1331号
一部改正 令和5年6月30日付5農振財森第416号
一部改正 令和6年4月1日付6農振財森第2号
一部改正 令和7年4月1日付7農振財森第2号

(趣旨)

第1条 林業労働力総合対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、（財団）林業労働力総合対策事業実施要綱（平成31年4月1日付31農振財森第5号）及び（財団）林業労働力総合対策事業費助成金交付要綱（令和3年4月1日付2農振財森第1998号）に定めるほか、この要領に定めるところによるものとする。

(事業の内容等)

第2条

- 1 事業対象者の定義は別紙1のとおりとする。
- 2 林業技術者の確保・育成については、別紙2のとおりとする。
- 3 レベルアップ助成については、別紙3のとおりとする。
- 4 レベルアップ計画については、別紙4のとおりとする。
- 5 経営の拡大・多角化については、別紙5及び6のとおりとする。
- 6 住宅手当等経費助成については、別紙7のとおりとする。
- 7 経営診断等経費助成については、別紙8のとおりとする。
- 8 新規参入時の林業機械回送経費助成について、別紙9のとおりとする。

(事業対象者への助成)

第3条 財団は、本事業の事業対象者に対し、別紙1から別紙9に定めるところにより、予算の範囲内において助成するものとする。

(レベルアップ助成)

第4条 レベルアップ助成の手続きについては、本条に定めるところとする。

- (1) 財団は、別紙4のとおり、助成を受けようとする林業経営体等に助成内容に応じて雇用管理の改善及び事業の合理化に係る改善措置を記載したレベルアップ計画を作成・提出させる。

ただし、認定事業体は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づく、労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画（以下「改善計画」という。）を以てこれに代えるものとする。受けようとする助成内容と改善計画の内容が適応しない場合には、助成を受ける年度内に変更もしくは再度認定を受けるものとする。

- (2) 財団は、(1)のレベルアップ計画を審査し、適当と認めたときは承認する。
- (3) 財団は、(2)の審査結果を都知事に報告するものとする。

(助成金の併給調整)

第5条 財団は、助成金の支給に際し、国の「緑の雇用」担い手確保支援事業（以下「緑の雇用事業」という。）、その他本事業と同一の事由をもって助成される各種助成金と重複し

ないよう、調整を行うものとする。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要領の施行に伴い、次に掲げる要領は廃止する。

(1) 新規就労者育成対策実施要領（令和元年5月22日付31農振財森第367号）

(2) 高度技術者育成対策実施要領（平成31年4月1日付31農振財森第14号）

(3) 林業機械レンタル料助成実施要領（平成31年4月1日付31農振財森第6号）

(4) 宿舍借り上げ経費助成実施要領（平成31年4月1日付31農振財森第6号）

(5) 林業事業体のレベルアッププロジェクトレベルアップ計画認定手続要領（平成30年7月2日30農振財森574号）

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。